

★(連合東京 2025 春闘)★

#おんなの春闘

安全衛生委員会で「おんなの健康」を考えよう！



女性の健康を守る職場づくりのヒントとして以下のチェックポイントをもとに安全衛生委員会で話し合ってみましょう

安全衛生委員会とは

- ・労働安全衛生法に基づき、一定の規模に該当する事業場では、安全委員会、衛生委員会（又は両委員会を統合した安全衛生委員会）を設置しなければなりません。それは、労使が一体となって行う必要があり、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について、労働者の意見を反映させるよう十分な調査審議を行う必要があります。（厚生省 HP より）
- ・女性活躍推進法と相まって、女性が健康で働き続けられる環境整備は必須です。また、厚生労働省では毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。

1. 休憩室とは別に休養室を設けている

☐ Yes ☐ No

「休養室」とは

職場で従業員が急に体調が悪くなった場合などに休ませたり、救急車が来るまで待機させたりすることを想定して、事業場に設置する施設のことです。労働安全衛生法が定める労働安全衛生規則および事務所衛生規則において、「事業者は、常時50人以上または常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床（がしょう）することのできる休養室または休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない」と規定されています。

2. 定期健康診断に婦人科検診（乳がん検診、子宮がん検診）がある

☐ Yes ☐ No

健康診断

健康診断の実施は法律で義務付けられており、「法定項目」と呼ばれる必須の検査項目が存在します。法定項目については、会社が健康診断の受検費用を負担するのが原則です。

3. 婦人科検診の受検料は会社負担にしている

☐ Yes ☐ No

婦人科検診費用

企業の健康経営や個人の健康志向の高まりによって、子宮がんや乳がんなどの婦人科検診費用を会社で負担しているというケースも増えてきてはいますが、法定外であるため義務にはなっていません。

4. 生理休暇について有給扱いにしている

☐ Yes ☐ No

5. 女性の健康問題について管理職研修を行っている

☐ Yes ☐ No

6. 女性の健康問題について社員向けの研修を行っている

☐ Yes ☐ No

職場全体のヘルスリテラシー

仮に婦人科検診を健康診断の項目に入れる、会社負担にしたとしても、婦人科検診は「なんだか不安」「今は行かなくても」と思っている人が多いのも事実です。

それは女性特有のホルモンや健康について理解が不足していることも影響しています。そのためにも、企業における研修やセミナー等を行い、職場全体のヘルスリテラシーを高める取り組みが求められています。

7. 女性特有の健康問題について相談窓口を設置している

☐ Yes ☐ No

チェックリスト